

支援金詳細

刈谷市中小企業人材育成支援事業補助金

中小企業における人材育成を支援するため、代表者又は従業員が業務に必要な技術・技能又は知識の習得を目的とした研修等を受講した際に、受講料の一部を補助します。

地域	愛知県刈谷市
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	補助の対象となるのは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者で、刈谷市内に事業所を有し、刈谷市内で現に事業活動を行っていること等
公募期間	～
上限金額・助成金	補助対象経費に1/2を乗じて得た額とし、受講者1人あたり1年度につき10万円を限度とします。
給付要件	補助対象経費：補助対象事業者の代表者又は従業員で、市内の事業所を主たる勤務地とする方が、指定の研修等を受講する際の受講料
その他	
問合せ先	刈谷市役所 商工業振興課 電話：0566-62-1016
URL	https://www.city.kariya.lg.jp/sangyo/yushi/1011847/1006264.html